

公立大学法人奈良県立医科大学  
保育業務委託及び保育士派遣業務プロポーザル募集要項

**1 業務概要**

公立大学法人奈良県立医科大学保育業務委託及び保育士派遣業務（以下「委託等業務」という。）詳細は、別紙仕様書のとおり

**2 事業者の特定方法**

事業者の特定は公募型のプロポーザル（提案審査型）方式により行います。提出のあった提案書、事業者の業務遂行能力、過去の受託実績などについて、プレゼンテーションにおいて総合的に審査の上、優秀な提案者を選定します。

提案者が一者の場合、評価基準による得点が6割以上で、かつ審査委員の合議により認められたものについては、当該提案者を受託事業者（以下「受託者」という。）として特定することとします。

ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託者として特定しません。

**3 業務実施期間**

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、契約締結日から業務実施までの期間を準備期間とします。この期間に要する一切の費用は受託者の負担とします。

**4 上限金額**

3年間総額 350,931,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

※定員の変更等、仕様書の内容が変更された場合は、公立大学法人奈良県立医科大学（以下「委託者」という。）と受託者の協議の上、決定します。

**5 参加資格**

プロポーザルの参加資格は、プロポーザル参加表明書の提出日現在において以下の要件をすべて満たすこととします。

- (1) 法人を設立して5年以上経過しており、財務状況、損益状況及び資金状況が良好であること。
- (2) 入所定員50人以上の認可保育施設又は認可外保育施設の運営実績（業務委託契約による運営も含む。）が3年以上あること。かつ、現在も継続して運営していること。
- (3) 厚生労働大臣による労働者派遣事業の許可を有すること。
- (4) 本店所在地において、都道府県税の滞納がないこと。
- (5) 公立大学法人奈良県立医科大学物品購入等の契約に係る取引停止等措置要領に基づく取引停止等の措置（奈良県の入札参加資格停止の措置を含む。）期間中でないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (7) 民事再生法、会社更生法等の規定による再生または更生手続き開始の申立て、または手続き

中でないこと。

(8) 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる。
- ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
- ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

## 6 スケジュール

令和5年7月19日（水）	現地見学申込締切り
令和5年7月31日（月）	参加表明書の提出締切り
令和5年8月 7日（月）	質問受付締切り
令和5年8月14日（月）	質問回答（予定）
令和5年8月22日（火）	提案書提出締切り
令和5年9月 1日（金）	プレゼンテーション実施
令和5年9月 4日（月）以降	契約候補者結果通知

## 7 現地見学

なかよし保育園の現地確認・施設見学を希望する事業者を対象に、現地見学会を行います。参加希望者は、申込受付期間内に現地見学会参加申込書を提出してください。

- (1) 開催日 随時
- (2) 参加人数 1事業者あたり2人まで
- (3) 申込受付期間 令和5年7月19日（水）午後5時必着
- (4) 提出様式 「現地見学会参加申込書」【様式1】
- (5) 提出先 奈良県立医科大学 法人企画部 総務広報課  
担当：田中・大井  
TEL(代表)0744-22-3051（内線2375・2805）  
E-mail [soumuka@haramed-u.ac.jp](mailto:soumuka@haramed-u.ac.jp)
- (7) 提出方法 電子メールにより提出し、電話にて到達確認をしてください。
- (8) 備考 当日は、実際の保育の妨げにならないよう十分に配慮してください。  
本見学会への参加は任意であり、参加の有無が不利益になるものではありません。

## 8 参加表明書の提出及び提出期限

### (1) 提出書類

- ① 参加表明書【様式2-1】
- ② 商業・法人登記簿謄本(写) 申請日前3ヶ月以内で、現状を反映しているもの。
- ③ 決算書類(写) 直近2年分 貸借対照表・損益計算書が記入されているもの。
- ④ 納税証明書(写)

本店の所在する都道府県の都道府県税について、未納がない者であることを証明するもの。(提出日において発行日から3ヶ月以内のもの)

※ 社会福祉法人等で法人税等が非課税の場合は、その旨文書にてご提出ください。

(様式は任意)

- ⑤ 運営実績【様式2-2】
- ⑥ 誓約書【様式2-3】

### (2) 提出先

〒634-8521 奈良県橿原市四条町840番地  
奈良県立医科大学 法人企画部 総務広報課 担当：田中・大井  
TEL(代表) 0744-22-3051 (内線2375・2805)  
E-mail [soumuka@naramed-u.ac.jp](mailto:soumuka@naramed-u.ac.jp)

### (3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便のほか、簡易書留、宅配便(手渡したことが証明されるものに限る。))  
持参の場合は、平日午前9時から午後5時の間に限ります。

### (4) 提出期限

令和5年7月31日(月)午後5時必着

## 9 参加辞退について

参加表明書の提出後、参加を辞退する場合は、辞退届【様式3】を提出すること。

## 10 募集要項、仕様書等に対する質問及び回答

本募集要項、仕様書等の内容についての質問の受付及び回答については、次のとおりです。

### (1) 質問先

8-(2) 担当部署と同じ

### (2) 質問締切

令和5年8月7日(月)午後5時必着

### (3) 質問方法

質問票【様式4】を作成し、電子メールにより提出し、電話にて到達確認をしてください。  
電話又は口頭による質問は受け付けません。

### (4) 回答

受付期限内に受理した質問内容については、令和5年8月14日(月)までにホームページ上で公開します。

## 1.1 参加資格確認結果の通知

参加資格の有無を確認後、「参加資格要件確認結果通知書」により、提案書等の提出について通知します。

## 1.2 提案書の提案内容

本学の保育理念と保育方針、保育目的を踏まえた上で、次の業務及び取り組みの具体的かつ詳細な運営方法をご提案ください。

### (1) 保育理念

子ども一人ひとりを大切に、保護者に信頼され、地域に愛される保育園を目指します。

### (2) 保育方針

職員が一致協力し、保育の質の向上とサービスの充実に努めると共に、子どもと保護者が職員や地域の人々と明るく豊かな人間関係、信頼関係を築くことによって安らぎのある家庭的な保育の場の創出に努めます。

### (3) 保育目的

- ・友だちを大切にする子ども
- ・身の回りのことが自分でできる子ども
- ・ごあいさつができる子ども
- ・お手伝いができる子ども
- ・元気に遊び、楽しく学習ができる子ども

### (4) 提案項目

提案項目は仕様書及び別紙1「評価基準」を踏まえて以下の項目について提案してください。

- ① 運営実績
- ② 人材確保・教育
- ③ 安全管理
- ④ 連携
- ⑤ 保育計画
- ⑥ 給食、おやつ
- ⑦ 自由提案
- ⑧ 見積価格

## 1.3 提案書の提出方法

### (1) 提出書類及び部数

- ① 提案書（正本1部）【様式5】 ※社印・代表者印押印のこと。
- ② 企画提案書（正本1部、副本10部）  
A4サイズとし、副本には応募者の名称が推測されるような記載や用紙の使用はしないこと。
- ③ 運営実績一覧【様式6】
- ④ 見積書及び見積内訳書（様式は任意）各1部  
見積条件については別紙2「見積条件」を参照のこと。

提出された見積書及び見積内訳書は、評価資料としますが、本プロポーザルに係る契約金額算定上の根拠となるものではありません。

(2) 提出先

8- (2) 担当部署と同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便のほか、簡易書留、宅配便(手渡したことが証明されるものに限る。))  
持参の場合は、平日午前9時から午後5時の間に限ります。

(4) 提出期限

令和5年8月22日(火) 午後5時必着  
提出期限後に到着した場合は無効とします。

#### 14 プレゼンテーションの実施

委員会の審査の際、プレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションは質疑応答を除き、1事業者あたり50分以内(予定)とし、日程及び場所は対象者に電子メールで通知します。なお、参加表明者が1者のみの場合においてもプレゼンテーションを実施します。

#### 15 評価方法

提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に判断し、別紙1の評価基準に基づき評価します。

#### 16 結果通知

審査結果は、令和5年9月4日(月)以降に提案者全員に郵送にて通知します。なお、選考結果に対する異議申し立ては認められません。

#### 17 契約の締結

- (1) 本プロポーザルによって特定された契約候補者は、提案のあった業務等について、委託者と協議の上、合意を得た場合に契約とします。
- (2) 契約条項及び業務仕様は、特定した提案書による提案内容について契約上限金額の範囲内で反映し確定するものとします。
- (3) 契約締結後から業務開始までの打ち合わせ等の準備に係るすべての費用は受託者の負担とします。
- (4) 現受託者との引き継ぎについては新たに特定された受託者の負担とし、令和6年4月1日からの円滑な業務の担保をお願いします。

#### 18 契約の不締結

特定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、「5 参加資格」に掲げる要件を満たさないことが判明した場合、又は次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しません。なお、この場合、委託者は一切の損害賠償の責任を負いません。

- (1) 契約候補者となった者が公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第32条第1項(7)

～(13) のいずれかの規定に該当する事由があると認められるとき。

- (2) 契約の履行にあたり、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を委託者に報告せず、又は警察に届け出なかったと認められるとき。

## 19 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が「18 契約の不締結」のいずれかに該当すると認められる場合、提出書類に虚偽の記載が明らかとなった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、契約を解除することがあります。また、契約を解除した場合は、相手方に損害賠償義務が生じます。

## 20 その他

- (1) 本業務の全部を再委託することは禁止します。業務の一部を再委託する場合は、委託者と協議の上、合意を得るものとします。
- (2) このプロポーザルへの応募に係る提出書類作成及び提出に要する費用は、すべて参加者の負担とします。
- (3) 参加申込書及び提案書等の提出後の修正又は変更は委託者の指示によるものを除き認めないものとします。
- (4) 上記(2)による指示及びその他委託者が行う指示に従うこととします。従わない場合は、失格、契約候補者の取消し、その他の決定を行うことがあります。
- (5) 郵便、電子メール等の事故について、委託者は一切の責任を負わないものとします。
- (6) 提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合があります。
- (7) 提出された提案書等の書類は返却しません。
- (8) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法によるものとします。